

令和8年6月吉日
山梨県民信用組合

お客さま各位

当座勘定キャッシュカードに係る規定の改定について

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび当組合では、当座勘定におけるキャッシュカードの発行開始に伴い、以下の規定を改定いたしましたのでご案内申し上げます。

なお、今般改定の規定につきましては、既に当座勘定をご利用のお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定する規定

- (1) [「当座勘定キャッシュカード規定」](#)
- (2) [「当座勘定法人キャッシュカード規定」](#)
- (3) [「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定」](#)

2. 改定日

令和8年6月23日（火）

3. 改定内容

- (1) 「当座勘定キャッシュカード規定」及び(2) 「当座勘定法人キャッシュカード規定」
 - ・当座勘定入金における決済資金の取扱いに係る条文を追加
 - ・当座貸越口座については当座勘定キャッシュカードの発行を行わないため係る条文を削除
 - ・ATM 支払限度額の上限を定めないため係る条文を削除
- 「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定」
 - ・当座勘定キャッシュカードは利用対象外である旨を追加。

詳細については[新旧対照表](#)をご参照ください。

以 上

《本件に関するお問い合わせ先》

山梨県民信用組合 事務部

TEL 055-220-7841

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:15

（祝日・12/31～1/3は除きます。）